

宜野湾市監査委員告示第 3 号

地方自治法第199条第4項の規定により定期監査の結果について、同条第9項の規定によりその結果を次のとおり公表する。

平成21年5月20日

宜野湾市監査委員
崎 間 興 政
大 城 政 利

1. 監査の期間

平成21年4月15日から平成21年5月20日まで

2. 監査の対象

各種委員会
選挙管理委員会、会計課、議会事務局

3. 監査の範囲

平成20年度財務に関する事務の執行
・平成20年度の契約関係文書
・その他

4. 監査の結果について

今回の定期監査については、契約事務を重点に実施した。一連の事務については概ね適正に執行されているが、次のような不備があったので改善していただきたい。

選挙管理委員会

1. 既存住民基本台帳電算処理システム改修業務委託契約について

- (1) 見積結果報告書と予定価格調書の予定価格が一致していない。
- (2) 契約保証金の免除について、契約の概要説明では宜野湾市財務規則第117条第2項第3号となっているが、契約書では同項第8号となっており適用条項に相違がある。
- (3) 契約書第7条において「甲への納品引渡の場所については、頭書記載事項に定めるものとする」となっているが、頭書記載事項は「契約金額」であり、頭書記載事項「資料等の受け渡し場所」が正しい。

2. 沖縄県議会議員選挙ポスター掲示場設置・保守及び撤去業務委託契約について

随意契約の理由を「業者を選定したが県内では2社しかなく、また、本市に指名登録されているのは1社しかないため、指名競争入札することができないので2社から見積書を徴し業務を遂行したい」として地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を適用して随意契約しているが、同項第2号は、その性質又は目的が競争入札に適しないものをするときであり、特定の1業者と競争によらず契約を行うことをいうものである。

当該業務委託契約においては、2社による競争が行われているので、同項第2号を適用して随意契約で執行しているのは適切ではない。

3. 事業執行手続きについて

次の契約は、見積依頼から委託するまでの意思決定の起案文書が見当たらない。

委託契約金額が10万円未満の場合は、宜野湾市財務規則第114条の規定により予定価格調書は省略できることになっている。しかし、同規則第5条別表第2の財務事務専決事項では、契約の方法を決定するのは課長となっていることから、見積書の依頼、契約方法の決定は課長級である選挙管理委員会事務局長の意思決定が必要である。

さらに、見積書は、同規則第113条の2第1項の規定により、2人以上の者から徴さなければならないが、1人の者から徴されているのは適切ではない。ただし、特別の事情がある場合は、1人の者から見積書を徴することができるが、その場合、特別の事情を明記するべきである。

- (1) 沖縄県議会議員選挙の開票所設営・撤去業務
- (2) 沖縄県議会議員選挙周知広報車啓発委託業務

会計課

口座振替通知書及び納付済通知書の印刷に係る契約について

平成21年2月16日に徴した「口座振替済通知書、納付済通知書」の物品供給請書において、納入期限の日付と契約保証金の免除に係る適用条項の記載がなされていないのは適切ではない。

議会事務局

- 1 次の契約については、予定価格を単価で設定しているが、予定価格は、宜野湾市財務規則第97条第1項の規定において「価格の総額について、予定価格を定めなければならない」となっており、単価契約といえども年間の予定数量があるものについては、予定価格は年間の総額で定めるべきである。

会議録検索システム DiscussNet 使用許諾に係る契約

会議録システムデータ用作成業務委託契約

平成20年度会議録調製等委託業務に係る契約

議会車両運転業務に係る契約

- 2 次の契約については、予定価格の積算根拠が不明である。予定価格の設定は、宜野湾市財務規則第97条第2項の規定によりその根拠を明確にするべきである。

宜野湾市議会だより発行事業契約

議員履歴管理システム「POT」購入に係る契約

- 3 平成20年度会議録調製等委託業務に係る契約について

随意契約の理由を『本業務については、継続委託の有利性が明確であり、競争入札で契約相手が他社に変わった場合、市の有利性を失うことになるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号「一般競争入札に付することが不利と認められるとき」に該当するので、随意契約としたい。』として、2社に見積もりを依頼し、見積結果により契約相手方を決定しているが、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号は相手方が特定されるので、入札（見積り合せ）の必要性はない場合をいうものである。

よって、2社も請負可能な業者がいる場合は、同号を適用することはできない。

- 4 議会車両運転業務に係る契約について

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号を適用して宜野湾市シルバー人材センターと随意契約により契約を締結しているが、同号を適用する

場合は、宜野湾市財務規則第 113 条第 2 項の規定により、契約を締結する前と契約を締結した後において、契約内容等を公表することになっているので、その規定に従い公表手続きを行うべきである。

契約書第 4 条において、「契約保証金は免除する。(財務規則第 117 条第 2 項第 7 号)」としているが、宜野湾市財務規則第 117 条第 2 項のただし書を条件とした記載がない。

免除する場合は、契約書に同項のただし書き「契約の相手方が契約を履行しないときは、納付させないこととした金額に相当する額を徴収する」旨を条件として明記するべきである。

宜野湾市監査委員告示第 4 号

地方自治法第199条第4項の規定により定期監査の結果について、同条第9項の規定によりその結果を次のとおり公表する。

平成21年5月20日

宜野湾市監査委員
崎 間 興 政

1. 監査の期間

平成21年4月15日から平成21年5月20日まで

2. 監査の対象

議会事務局

3. 監査の範囲

政務調査費

4. 監査の結果について

今回の定期監査は、政務調査費について実施した。一連の事務については概ね適正に執行されているが、次のような不備があったので改善していただきたい。

議会事務局

1. 政務調査費について

平成 19 年度政務調査費収支報告について、2 会派及び 1 無所属議員の調査旅費の支出で領収書は添付されているが、領収書だけでは、どこでどのような調査研修を行ったかについて不明である。

調査研修の場所、目的、視察スケジュール、調査研修内容及び成果等がわかる調査資料を提出させるべきである。

平成 19 年 6 月 25 日付け、無所属議員から会派へ異動したので政務調査費交付の変更申請がなされ、前半期交付分(4 月～9 月)は執行済みであるということで後半期交付分(10 月～3 月)のみの変更としているが、宜野湾市議会政務調査費の交付に関する条例第 5 条第 4 項の規定によると、「一半期の途中において無所属議員でなくなったときは、無所属議員でなくなった日の属する月の翌月分以降の政務調査費を返還しなければならない」となっており、この場合、無所属議員に対しては、前半期交付分の 7 月から 9 月までの分は返還させるべきである。

また、会派に対しては、同条例第 4 条第 4 項の規定により、異動後の議員数に基づいて算定した政務調査費の増額分を追加して交付するべきである。

平成 19 年度(2007 年度)の政務調査費に係る報告書に、前年度分 2 件(2007 年 3 月 22 日、平成 18 年 12 月 30 日)の領収書や次年度分 1 件(2008 年 4 月 13 日)の領収書を添付している会派があり、会計年度独立の原則に反している。

領収書のコピーに不鮮明なものが数多くある。